

(単位:千円)

①基本計画の体系		大綱3（17）地域福祉・社会保障			③担 当 課		生活福祉課				
②事 務 事 業 名		社会福祉事業			④整 理 用 コード		3	17	1	$\frac{2}{3}$	2
⑤10年後のまちの姿		ボランティア団体が活発に活動し、共に生き、支え合う地域社会が形成されています。 支援が必要な人が深刻な状況に陥る前に、必要な支援・サービスを受けて、自分らしく、安心していきいきと暮らしています。									
⑥事 務 事 業 概 要		各種社会福祉団体に対し補助金を交付し、その活動を支援する。 遺児に対して福祉年金を支給することにより、その生活の安定と児童の福祉を増進する。 遺児、生活困窮家庭の子弟、障がい者（児）の就学、技能習得、機能回復のために要する経費を助成することにより、対象者の福祉増進を図る。									
⑦ S D G s		11【持続可能な都市】	住み続けられるまちづくりを		ターゲット	11.5					
⑧ 事 業 内 容										⑨ 概 算 事 業 費	
6年度	(1)	社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、町保護司会、原爆被害者協議会及び母子福祉会に対し補助金を交付									41,900
	(2)	遺児福祉年金の支給									902
	(3)	就学経費等助成金の支給									942
	(4)	その他事務費									42
	(5)										
7年度	(1)	社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、町保護司会、原爆被害者協議会及び母子福祉会に対し補助金を交付									41,900
	(2)	遺児福祉年金の支給									902
	(3)	就学経費等助成金の支給									942
	(4)	その他事務費									42
	(5)										
8年度	(1)	社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、町保護司会、原爆被害者協議会及び母子福祉会に対し補助金を交付									41,900
	(2)	遺児福祉年金の支給									902
	(3)	就学経費等助成金の支給									942
	(4)	その他事務費									42
	(5)										
9年度	(1)	社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、町保護司会、原爆被害者協議会及び母子福祉会に対し補助金を交付									41,900
	(2)	遺児福祉年金の支給									902
	(3)	就学経費等助成金の支給									942
	(4)	その他事務費									42
	(5)										
⑩財 源	年度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計				
	国・府補助金		20,285	20,285	20,285	20,285	81,140				
	地方債						0				
	その他		491	491	491	491	1,964				
	一般財源		23,010	23,010	23,010	23,010	92,040				
	概算事業費(合計)		43,786	43,786	43,786	43,786	175,144				
(備考)【府負担】民生委員協議会負担金（900円×委員数）、【府補助】地域福祉・子育て支援交付金（大府予算の35/100を市町村数で除した均等割として、35/100を財政力に応じた財政割として、30/100を補助対象事業費に応じた調整分として交付される。従って、本町のみならず他市町村の財政力や補助対象事業費の高によって交付金額は左右される。交付された補助金をどの事業にいくら充当するかは市町村の判断による。本町では、本事業（社会福祉協議会補助金）以外の対象事業に対して100%充当し、残額を本事業に充当している）											

(単位:千円)

① 基本計画の体系		大綱3 （17） 地域福祉・社会保障			③ 担 当 課		生活福祉課				
② 事 務 事 業 名		コミュニティソーシャルワーカー配置事業			④ 整 理 用 コ ー ド		3	17	1	1 2	2
⑤10年後のまちの姿		支援が必要な人が深刻な状況に陥る前に、必要な支援・サービスを受けて、自分らしく、安心していきいきと暮らしています。									
⑥ 事 務 事 業 概 要		福祉全般にわたる相談を受け、必要な支援を行うコミュニティソーシャルワーカーを配置する。民生委員児童委員協議会や地区福祉委員会と連携し、自らSOSを発信できない要援護者を把握するとともに、社会福祉協議会や自立相談支援機関など関係機関と連携し、問題の解決にあたる。									
⑦ S D G s		17【実施手段】	パートナーシップで目標を達成しよう	ターゲット	17.17						
⑧ 事 業 内 容										⑨ 概 算 事 業 費	
6年度	(1)	コミュニティソーシャルワーカーへの報酬								6,422	
	(2)	コミュニティソーシャルワーカーの活動費								24	
	(3)										
	(4)										
	(5)										
7年度	(1)	コミュニティソーシャルワーカーへの報酬								6,422	
	(2)	コミュニティソーシャルワーカーの活動費								24	
	(3)										
	(4)										
	(5)										
8年度	(1)	コミュニティソーシャルワーカーへの報酬								6,422	
	(2)	コミュニティソーシャルワーカーの活動費								24	
	(3)										
	(4)										
	(5)										
9年度	(1)	コミュニティソーシャルワーカーへの報酬								6,422	
	(2)	コミュニティソーシャルワーカーの活動費								24	
	(3)										
	(4)										
	(5)										
⑩ 財 源	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	合計					
	国・府補助金	6,446	6,446	6,446	6,446	25,784					
	地方債					0					
	その他					0					
	一般財源					0					
	概算事業費(合計)	6,446	6,446	6,446	6,446	25,784					
	(備考) 【府補助】地域福祉・高齢者福祉交付金										

(単位:千円)

① 基本計画の体系		大綱3 （17） 地域福祉・社会保障				③ 担 当 課		生活福祉課				
② 事 務 事 業 名		法律相談事業				④ 整 理 用 コ ー ド		3	17	1	2	2
⑤ 10年後のまちの姿		支援が必要な人が深刻な状況に陥る前に、必要な支援・サービスを受けて、自分らしく、安心していきいきと暮らしています。										
⑥ 事 務 事 業 概 要		弁護士によるあらゆる分野の相談を実施し、住民の法律上の悩みの解決を図る。										
⑦ S D G s		16【平和】	平和と公正をすべての人に			ターゲット	16.3					
⑧ 事 業 内 容												⑨ 概 算 事 業 費
6年度	(1)	弁護士委託料										801
	(2)	その他事務費										2
	(3)											
	(4)											
	(5)											
7年度	(1)	弁護士委託料										801
	(2)	その他事務費										2
	(3)											
	(4)											
	(5)											
8年度	(1)	弁護士委託料										801
	(2)	その他事務費										2
	(3)											
	(4)											
	(5)											
9年度	(1)	弁護士委託料										801
	(2)	その他事務費										2
	(3)											
	(4)											
	(5)											
⑩ 財 源	年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	合計					
	国・府補助金						0					
	地方債						0					
	その他						0					
	一般財源		803	803	803	803	3,212					
	概算事業費(合計)		803	803	803	803	3,212					
	(備考)											

(単位:千円)

①基本計画の体系		大綱3（17）地域福祉・社会保障			③担 当 課		生活福祉課				
②事 務 事 業 名		地域共生社会推進事業			④整 理 用 コ ー ド		3	17	1	1 2	2
⑤10年後のまちの姿		地域での社会的孤立や社会的排除がなくなり、だれもが役割を持ち、お互いに支え合って生活しています。									
⑥事 務 事 業 概 要		地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業（重層的支援体制整備事業への移行） ①地域の相談の受け止め・地域づくり事業 ・熊取町社会福祉協議会に業務委託 ・地域づくり支援員1名を社会福祉協議会に配置し、地域づくりに向けた支援、地域住民が地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民に対する研修の実施、地区福祉委員会活動における地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備をおこなう。 ②多機関の協働による包括的支援体制構築事業 ・相談支援包括化推進員（CSW）を生活福祉課に1名配置し、複合的な課題を抱える相談者支援するため、課題の把握、支援プランの作成、相談支援機関との連絡調整、支援内容の指導・助言を行う。また、複合的な課題を抱える相談者等の自立を支援する観点から様々な相談支援機関のネットワークを構築し、相談支援包括化推進委員をはじめとした相談者支援包括化推進会議を開催し、相談者等に必要な相談支援が円滑に提供されるよう検討、意見交換の場を構築する。									
⑦ S D G s		17【実施手段】	パートナーシップで目標を達成しよう	ターゲット	17.17						
⑧ 事 業 内 容										⑨ 概 算 事 業 費	
6年度	(1)	相談支援包括化推進員(CSW)報酬、共済費(人事予算)、社会福祉協議会への業務委託等								11,868	
	(2)										
	(3)										
	(4)										
	(5)										
7年度	(1)	相談支援包括化推進員(CSW)報酬、共済費(人事予算)、社会福祉協議会への業務委託等								11,868	
	(2)										
	(3)										
	(4)										
	(5)										
8年度	(1)	相談支援包括化推進員(CSW)報酬、共済費(人事予算)、社会福祉協議会への業務委託等								11,868	
	(2)										
	(3)										
	(4)										
	(5)										
9年度	(1)	相談支援包括化推進員(CSW)報酬、共済費(人事予算)、社会福祉協議会への業務委託等								11,868	
	(2)										
	(3)										
	(4)										
	(5)										
⑩財 源	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	合計					
	国・府補助金	10,882	10,882	10,882	10,882	43,528					
	地方債					0					
	その他					0					
	一般財源	986	986	986	986	3,944					
	概算事業費(合計)	11,868	11,868	11,868	11,868	47,472					
(備考)【国補助】事業費の3／4											

(単位:千円)

① 基本計画の体系		大綱3(17)地域福祉・社会保障			③ 担 当 課		健康福祉部保険年金課				
② 事務事業名		【国民健康保険事業特別会計】徴収事業			④ 整 理 用 コ ー ド		3	17	2	1	2
⑤ 10年後のまちの姿		支援が必要な人が深刻な状況に陥る前に、必要な支援・サービスを受けて、自分らしく、安心していきいきと暮らしています。									
⑥ 事務事業概要		国民健康保険事業の安定した運営のため、保険料の収納対策に努める。口座振替の推進、コンビニやスマートフォンアプリによる収納の実施、納付コールセンターによる納付勧奨、督促状・催告書の送付や延滞金の徴収、毎月第2・第4木曜日の夜間納付相談窓口の開設、12月・5月に収納強化週間月間を設定し夜間休日窓口や臨戸訪問を実施し、きめ細やかな納付相談を行っている。また、制度に対する無理解や納付能力を有しながら未納状態の続く悪質な滞納者については、引き続き臨戸訪問や財産調査、資格者証の交付、滞納処分(財産の差し押え)などを行う。									
⑦ S D G s		17【実施手段】	パートナーシップで目標を達成しよう	ターゲット	17.1						
⑧ 事業内容										⑨ 概算事業費	
6年度	(1)	ペイジー(口座振替受付サービス)を活用した口座振替件数の向上									500
	(2)	スマートフォンアプリによる収納、コンビニ収納の実施による納付機会の増加									650
	(3)	納付コールセンターを活用した現年保険料の収納確保									1,181
	(4)	第2・第4木曜日の夜間納付相談窓口の開設、12月・5月の収納強化月間における夜間・休日納付相談窓口の開設									—
	(5)	滞納者の財産調査、滞納処分(預金、生命保険、不動産等の差押え)の実施									—
7年度	(1)	ペイジー(口座振替受付サービス)を活用した口座振替件数の向上									500
	(2)	スマートフォンアプリによる収納、コンビニ収納の実施による納付機会の増加									650
	(3)	納付コールセンターを活用した現年保険料の収納確保									1,181
	(4)	第2・第4木曜日の夜間納付相談窓口の開設、12月・5月の収納強化月間における夜間・休日納付相談窓口の開設									—
	(5)	滞納者の財産調査、滞納処分(預金、生命保険、不動産等の差押え)の実施									—
8年度	(1)	ペイジー(口座振替受付サービス)を活用した口座振替件数の向上									500
	(2)	スマートフォンアプリによる収納、コンビニ収納の実施による納付機会の増加									650
	(3)	納付コールセンターを活用した現年保険料の収納確保									1,181
	(4)	第2・第4木曜日の夜間納付相談窓口の開設、12月・5月の収納強化月間における夜間・休日納付相談窓口の開設									—
	(5)	滞納者の財産調査、滞納処分(預金、生命保険、不動産等の差押え)の実施									—
9年度	(1)	ペイジー(口座振替受付サービス)を活用した口座振替件数の向上									500
	(2)	スマートフォンアプリによる収納、コンビニ収納の実施による納付機会の増加									650
	(3)	納付コールセンターを活用した現年保険料の収納確保									1,181
	(4)	第2・第4木曜日の夜間納付相談窓口の開設、12月・5月の収納強化月間における夜間・休日納付相談窓口の開設									—
	(5)	滞納者の財産調査、滞納処分(預金、生命保険、不動産等の差押え)の実施									—
⑩ 財 源	年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	合計				
	国・府補助金						0				
	地方債						0				
	その他						0				
	一般財源		2,331	2,331	2,331	2,331	9,324				
	概算事業費(合計)		2,331	2,331	2,331	2,331	9,324				
	(備考)										

(単位:千円)

① 基本計画の体系		大綱3(17)地域福祉・社会保障			③ 担 当 課		健康福祉部保険年金課				
② 事 務 事 業 名		【国民健康保険事業特別会計】保健衛生普及事業			④ 整 理 用 コ ー ド		3	17	2	1	2
⑤ 10年後のまちの姿		支援が必要な人が深刻な状況に陥る前に、必要な支援・サービスを受けて、自分らしく、安心していきいきと暮らしています。									
⑥ 事 務 事 業 概 要		医療保険制度を維持できるよう、増大する医療費の抑制に向け、人間ドック・脳ドックの助成やジェネリック医薬品の普及啓発による医療費の適正化を進めます。									
⑦ S D G s		3【保険】	すべての人に健康と福祉を		ターゲット	3.8					
⑧ 事 業 内 容										⑨ 概 算 事 業 費	
6年度	(1)	ジェネリック医薬品の普及啓発								48	
	(2)	人間ドック・脳ドックの助成事業の実施								24,000	
	(3)	めざせ！がっちり健幸								1,961	
	(4)										
	(5)										
7年度	(1)	ジェネリック医薬品の普及啓発								48	
	(2)	人間ドック・脳ドックの助成事業の実施								24,000	
	(3)	めざせ！がっちり健幸								1,961	
	(4)										
	(5)										
8年度	(1)	ジェネリック医薬品の普及啓発								48	
	(2)	人間ドック・脳ドックの助成事業の実施								24,000	
	(3)	めざせ！がっちり健幸								1,961	
	(4)										
	(5)										
9年度	(1)	ジェネリック医薬品の普及啓発								48	
	(2)	人間ドック・脳ドックの助成事業の実施								24,000	
	(3)	めざせ！がっちり健幸								1,961	
	(4)										
	(5)										
⑩ 財 源	年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	合計				
	国・府補助金		26,009	26,009	26,009	26,009	104,036				
	地方債						0				
	その他						0				
	一般財源						0				
	概算事業費(合計)		26,009	26,009	26,009	26,009	104,036				
	(備考)										

(単位:千円)

① 基本計画の体系		大綱3(17)地域福祉・社会保障			③ 担 当 課		健康福祉部保険年金課				
② 事務事業名		重度障がい者医療費助成制度			④ 整理用コード		3	17	2	2	2
⑤ 10年後のまちの姿		支援が必要な人が深刻な状況に陥る前に、必要な支援・サービスを受けて、自分らしく、安心していきいきと暮らしています。									
⑥ 事務事業概要		平成30年度以降大阪府による医療費助成制度の再構築により障がい者医療と老人医療が統合し、精神障がい者保健福祉手帳1級所持者、指定難病(特定疾患)受給者証所持者で障がい年金(または特別児童扶養手当)1級該当者、身体障がい者手帳1・2級所持者、重度の知的障がい者、中度の知的障がい者で身体障がい者手帳所持者の入院(食事療養費を除く)・通院費用の一部負担金が、保険適用分について、1医療機関・訪問看護ステーション・調剤薬局あたり1日500円(500円未満の時はその額)の負担とし、1か月の支払額が3,000円を超えた場合は、申請により償還払いします。									
⑦ S D G s		3【保険】	すべての人に健康と福祉を		ターゲット	3.8					
⑧ 事業内容										⑨ 概算事業費	
6年度	(1)	身体及び知的、精神障がい者に対して、必要とする医療が適切に受けられるよう、医療費の自己負担額の一部を助成する。								103,408	
	(2)										
	(3)										
	(4)										
	(5)										
7年度	(1)	身体及び知的、精神障がい者に対して、必要とする医療が適切に受けられるよう、医療費の自己負担額の一部を助成する。								103,408	
	(2)										
	(3)										
	(4)										
	(5)										
8年度	(1)	身体及び知的、精神障がい者に対して、必要とする医療が適切に受けられるよう、医療費の自己負担額の一部を助成する。								103,408	
	(2)										
	(3)										
	(4)										
	(5)										
9年度	(1)	身体及び知的、精神障がい者に対して、必要とする医療が適切に受けられるよう、医療費の自己負担額の一部を助成する。								103,408	
	(2)										
	(3)										
	(4)										
	(5)										
⑩ 財 源	年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	合計				
	国・府補助金		54,011	54,011	54,011	54,011	216,044				
	地方債						0				
	その他						0				
	一般財源		49,397	49,397	49,397	49,397	197,588				
	概算事業費(合計)		103,408	103,408	103,408	103,408	413,632				
	(備考)										

(単位:千円)

① 基本計画の体系		大綱3(17)地域福祉・社会保障				③ 担 当 課		健康福祉部保険年金課				
② 事務事業名		ひとり親家庭医療費助成制度				④ 整 理 用 コード		3	17	2	2	2
⑤ 10年後のまちの姿		支援が必要な人が深刻な状況に陥る前に、必要な支援・サービスを受けて、自分らしく、安心していきいきと暮らしています。										
⑥ 事務事業概要		ひとり親家庭で18歳到達年度末までの子どもとその父または母及び養育者で所得が児童扶養手当支給基準内の家庭に、入院(食事療養費を除く)・通院医療費の一部負担額が、保険適用分について、1医療機関・訪問看護ステーションあたり1日500円(500円未満の時はその額)を月2回までの負担となるよう助成し、また1か月の支払額が2,500円を超えた場合は、申請により償還払いします。なお、平成30年度以降大阪府による医療費助成制度の再構築により裁判所から配偶者暴力等(DV)に関する保護命令が出されたDV被害者も対象となりました。										
⑦ S D G s		3【保険】		すべての人に健康と福祉を		ターゲット		3.8				
⑧ 事業内容											⑨ 概算事業費	
6年度	(1)	ひとり親家家庭の子どもと父または母及び養育者に対して、必要とする医療が適切に受けられるよう、医療費の自己負担額の一部を助成する。									33,268	
	(2)											
	(3)											
	(4)											
	(5)											
7年度	(1)	ひとり親家家庭の子どもと父または母及び養育者に対して、必要とする医療が適切に受けられるよう、医療費の自己負担額の一部を助成する。									33,268	
	(2)											
	(3)											
	(4)											
	(5)											
8年度	(1)	ひとり親家家庭の子どもと父または母及び養育者に対して、必要とする医療が適切に受けられるよう、医療費の自己負担額の一部を助成する。									33,268	
	(2)											
	(3)											
	(4)											
	(5)											
9年度	(1)	ひとり親家家庭の子どもと父または母及び養育者に対して、必要とする医療が適切に受けられるよう、医療費の自己負担額の一部を助成する。									33,268	
	(2)											
	(3)											
	(4)											
	(5)											
⑩ 財 源	年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度		合計	
	国・府補助金		16,783		16,783		16,783		16,783		67,132	
	地方債										0	
	その他										0	
	一般財源		16,485		16,485		16,485		16,485		65,940	
	概算事業費(合計)		33,268		33,268		33,268		33,268		133,072	
	(備考)											

(単位:千円)

第1次大綱合計第2次大綱合計第3次大綱合計

（単位：千円）

① 基本計画の体系		大綱3(17)地域福祉・社会保障			③ 担 当 課		健康福祉部保険年金課				
② 事 務 事 業 名		子ども医療費助成事業			④ 整 理 用 コ ー ド		3	17	2	2	2
⑤ 10年後のまちの姿		支援が必要な人が深刻な状況に陥る前に、必要な支援・サービスを受けて、自分らしく、安心していきいきと暮らしています。									
⑥ 事 務 事 業 概 要		18歳到達年度末までの入院（食事療養費含む）及び通院医療費の一部負担金の保険適用分について、1医療機関あたり1日500円（500円未満はその額）を月2日までの負担となるよう、また、1か月の支払額の合計額が2,500円を超えないよう助成する。なお、1か月の一部負担額が2,500円を超えた場合は、申請により償還払いする。									
⑦ S D G s		3【保険】	すべての人に健康と福祉を		ターゲット	3.8					
⑧ 事 業 内 容										⑨ 概 算 事 業 費	
6年度	(1)	子どもを抱える家庭に対して、必要とする医療が適切に受けられるよう医療費の自己負担額の一部を助成する。									229,114
	(2)										
	(3)										
	(4)										
	(5)										
7年度	(1)	子どもを抱える家庭に対して、必要とする医療が適切に受けられるよう医療費の自己負担額の一部を助成する。									229,114
	(2)										
	(3)										
	(4)										
	(5)										
8年度	(1)	子どもを抱える家庭に対して、必要とする医療が適切に受けられるよう医療費の自己負担額の一部を助成する。									229,114
	(2)										
	(3)										
	(4)										
	(5)										
9年度	(1)	子どもを抱える家庭に対して、必要とする医療が適切に受けられるよう医療費の自己負担額の一部を助成する。									229,114
	(2)										
	(3)										
	(4)										
	(5)										
⑩ 財 源	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	合計					
	国・府補助金	13,209	13,209	13,209	13,209	52,836					
	地方債					0					
	その他					0					
	一般財源	215,905	215,905	215,905	215,905	863,620					
	概算事業費（合計）	229,114	229,114	229,114	229,114	916,456					
	（備考）										

(単位:千円)

① 基本計画の体系		大綱3(17)地域福祉・社会保障			③ 担 当 課		健康福祉部保険年金課				
② 事 務 事 業 名		未熟児養育医療給付事業			④ 整 理 用 コ ー ド		3	17	2	2	2
⑤ 10年後のまちの姿		支援が必要な人が深刻な状況に陥る前に、必要な支援・サービスを受けて、自分らしく、安心していきいきと暮らしています。									
⑥ 事 務 事 業 概 要		出産体重が2,000グラム以下又は生活力が特に虚弱で未熟性があり、家庭保育が困難なために、養育のための病院または診療所に入院治療を必要とする未熟児の診察、医学的処置・治療等の費用の支給を行う。(母子保健法第20条 養育医療)									
⑦ S D G s		3【保険】	すべての人に健康と福祉を		ターゲット	3.8					
⑧ 事 業 内 容										⑨ 概 算 事 業 費	
6年度	(1)	入院養育を必要とする未熟児を持つ保護者に対し、医療券を交付し医療の給付を行う。									1,788
	(2)										
	(3)										
	(4)										
	(5)										
7年度	(1)	入院養育を必要とする未熟児を持つ保護者に対し、医療券を交付し医療の給付を行う。									1,788
	(2)										
	(3)										
	(4)										
	(5)										
8年度	(1)	入院養育を必要とする未熟児を持つ保護者に対し、医療券を交付し医療の給付を行う。									1,788
	(2)										
	(3)										
	(4)										
	(5)										
9年度	(1)	入院養育を必要とする未熟児を持つ保護者に対し、医療券を交付し医療の給付を行う。									1,788
	(2)										
	(3)										
	(4)										
	(5)										
⑩ 財 源	年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	合計				
	国・府補助金		763	763	763	763	3,052				
	地方債						0				
	その他		769	769	769	769	3,076				
	一般財源		256	256	256	256	1,024				
	概算事業費(合計)		1,788	1,788	1,788	1,788	7,152				
	(備考)										